

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第16号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（独個）答申第12号）

事件名：本人に係る「東北大学原議書」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人に係る「東北大学原議書」等に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定については、異議申立人が訂正すべきとする部分を不訂正としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月2日付け総法文第1001号による不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分のうち、「東北大学原議書」の総長捺印欄の斜線を除去し、内規に従い里見進総長の捺印を付せとした請求に対して不訂正とした部分を取り消し、請求どおり訂正することを求める。

東北大学規約によればわざわざ「懲戒処分は、総長が行う」との明文規定があり（訂正請求書添付資料4；事実）、当然本件「東北大学原議書」の総長捺印欄に総長印が押され、総長直接責任で行われなくてはならない。総法文1001号別紙には「原議書の決裁手続を理事までとしたのは事実」とあるが、この主張は規約からみて虚偽・捏造の可能性が高い。むしろ総長に決裁を求めたところ処分手続が恣意的かつ杜撰であり、既に合意が成立しているので決裁を拒否された可能性がある。さらに、総長欄の空欄を開示請求された時点で斜線を加えた可能性が高い。情報と状況の操作や隠蔽・捏造の横行は目を覆いたくなるばかりである。

本件処分は既に調停合意した解決事案（訂正請求書添付資料2；事実）と同一事案である。しかるに本件処分その事実記載が一切欠如して

おり恣意的に蒸し返し、想像や虚偽で作文し作成したに過ぎず、上記文書は総長のみならず良識ある大学人なら無効であることは自明である。

更に恐ろしい事実が判明している；情報開示の結果、特定関係者は調停合意の経過を無視ないし抑圧し、関係者（総長等；関係委員会）に報告せず、不公正な手続を展開した事実が次々に明らかになっている。不正は申立て事務過程，調査過程，評価過程，更には陳述過程，総長関係に及ぶ。事実認定も一方的かつ不公正・不整合で，私の主張や証拠，経緯や背景を完全に無視し一方的に“処分理由”を捏造している（冤罪；訂正請求書添付資料3；その他多数証拠あり）。さらに被疑者虐待も加え，東北大学は特定裁量者の独裁・恐怖政治の観がある（事実）。この「懲戒処分は，総長が行う」との権限を他者に委任している可能性が想定されるが，該当する内規も条文も存在しない（情報開示結果による）。

懲戒処分のような人権に関わる重大判断は総長自らの責任で行うのが法理（法慣行も同じ）であり，誤判・不公正があれば総長の責任で訂正等介入する最後のチェック機構である。最後の処分書承認以外のどこで総長の裁量権が担保されるのか。議事録も無く，口頭や目配せで承認したとでもいうのか（情報開示結果による）。慎重を期して情報開示制度で検討したが，懲戒処分権の委任規約は特定されず不存在が確認されている（事実；追加資料A）。近過去において，東北大学の裁量権逸脱・人権侵害体質は司法および学内・外から大きく批判された経緯がある。我々を決してこれを忘れない。総長捺印がない以上本件処分書は無効かつ処分は違法である。有効であるためには総長捺印を追加すべく訂正すべきである。大学の私物化とブラック企業体質，特定者の裁量逸脱を，東北大学から追い出そうではないか。私は“東北大学の真の発展と総長の信頼回復”のため微力を尽くす所存である。

（本答申では資料は省略）

（2）意見書

審査に当たっては，これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

諮問庁理由説明書（下記第3）の「2 諮問理由説明」の「（2）諮問の理由」によると諮問庁は「専決により理事が行った」と述べているが，これには正当な根拠がなく不正（虚偽）と思慮される。そもそも「理事の専決」が規約に適合しておらず総長の専決の存否が問題となっているのであり，諮問庁の説明は理由をなさず，むしろ訂正すべき事由を支持している。

また異議申立ての理由に記載した種々の事実及び状況からみても文書の該当箇所は異議申立てのとおり措置されるべきである。これらの議論は請求全体に当てはまる。諮問庁側の説明記載は，提起された論点に答

えるものではなく、根拠もあいまいで事実と異なり、論理性も合理性もない。

ちなみに、「総長への報告と総長からの指示」の存在を主張している。しかるに、諮問庁は別の個所で「総長の関与」を否定し、内規違反の旨記載している。関係文書において総長の承認印もない。矛盾が露呈すると報告や指示は「口頭で行った」と急速弁解をねつ造し、メモも記録も不存在と言い逃れる。本件では調査の時点で既に別途「合意書」が成立し全面解決されていたのである。この背景が本件”矛盾”の本質的要因である。

特に注意すべきは a 「ハラスメント全学調査委員会」は調査を行い、独立した組織である b 「ハラスメント全学防止対策委員会」に結果を報告し懲戒手続等の検討に入る規約になっている。しかるに本開示請求関連事案の場合は a のメンバーは全員が b のメンバーから委任されており、しかも同一事案で既に合意解決がなされているのにも関わらず、その合意を無視してしかもねつ造事案により特定者を懲戒処分している。

総長への報告と総長からの指示もこれらの文脈の上で杜撰、曖昧に主張されており、内規も順守しておらず、正規の事務処理でもない。よって私の主張を認めるのが妥当と思慮する。なお「a のメンバーは全員が b のメンバーから委任で構成」は情報公開により初めて開示された事実であり、諮問庁の権力横暴体制と癒着体質を象徴していると思われる。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。よって本件審査においては全て私の主張を認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。特に本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成 27 年 6 月 3 日に、異議申立人から、別紙に掲げる保有個人情報訂正請求があった。

これに対し本学では、法 29 条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当せず、法 30 条 2 項の規定により訂正しないことの決定を平成 27 年 7 月 2 日付けで行った。

その後、平成 27 年 7 月 16 日付けの異議申立書が提出され、翌 17 日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第 2 の 2 (1) のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回の異議申立てのあった保有個人情報の訂正請求は、異議申立人自身の懲戒処分に係る「東北大学原議書」に無効である旨の追記を行うか決裁欄に総長の捺印を付すよう求めているものである。異議申立人は、「国立大学法人東北大学職員の懲戒に関する規程」に「懲戒処分は、総長が行う。」と規定していることを根拠に訂正を求めているが、本請求に係る決裁手続きは専決により理事が行ったことは事実である。また、この原議書により意思決定が為されたという事実には誤りはなく、その意思決定自体が誤っていたという判断も為されていない。異議申立人の主張には、申立人の主張するような訂正が為されなければ訂正請求の対象部分が事実と反すると判断できる明確かつ具体的な根拠は何ら示されておらず、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

以上の理由から、平成27年7月2日付けの保有個人情報の訂正しない旨の決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年4月24日 審議
- ⑤ 同年6月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した、異議申立人本人の懲戒処分に係る「東北大学原議書」等の文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、いずれの訂正もしない決定（原処分）を行った。

異議申立人は「東北大学原議書」の総長捺印欄について、斜線を除去し、総長の捺印を付すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持するとしていることから、以下、異議申立人が訂正すべきとする部分の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人

情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 異議申立人は、東北大学が自身に対する懲戒処分を行った際の「東北大学原議書」の決裁欄のうち、総長捺印欄に記載されている斜線を除去し、総長の捺印を付すべきであるとしている。

異議申立人が訂正を求める情報は、訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、異議申立人は、訂正を求める部分について、別紙に掲げる表の「2 訂正を請求する理由」欄のとおり、「東北大学原議書」等の記載は虚偽に基づく捏造である、不公正な手続により処分が行われており無効である等の主張を行っているものの、①実際には、「東北大学原議書」、「懲戒処分書」及び「処分説明書」は公式に無効であるとされているので、そのような表記が各文書の表題部分にないと事実と反することになる、又は②実際には、異議申立人に対する懲戒処分の決裁手続を理事が専決で行ってはいないので、「東北大学原議書」の総長捺印欄に斜線が記載されていると事実と反することになる等の、当該部分の表記が事実と反するとの主張を全くしていない。

(3) 本件訂正請求は、訂正請求の体裁をとってはいるものの、本件対象保有個人情報の内容が事実でないというのではなく、その実質は異議申立人に対する懲戒処分について新たな決裁手続を行い、それを反映した保有個人情報を作成することを求めるものであって、このような訂正請求は、およそ訂正請求に理由があると認められる余地はなく、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、異議申立人が訂正すべきとする部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（訂正請求）

	1 訂正請求の箇所	2 訂正を請求する理由	3 求める措置
訂正請求	「東北大学原議書」，「懲戒処分書」及び「処分説明書」	<p>本件処分は既に調停の合意した解決事案（資料2；事実）と同一事案である。しかるに本件処分その事実記載が一切欠如しており恣意的に蒸し返し，想像や虚偽で作文したに過ぎず，上記文書は無効である。情報開示の結果，特定関係者は資料2に係る調停の合意の経過を無視ないし抑圧し，関係者（総長等；関係委員会）に報告せず，不公正な手続きを展開した事実が次々に明らかになっている。不正は申立て事務経過，調査過程，評価過程，さらに陳述過程，総長関係に及ぶ。事実認定も一方的かつ不公正・不整合で，私の主張や証拠，経緯を完全に無視し一方的に“処分理由”を捏造している（冤罪；資料3；その他多数証拠あり）。さらに被害者虐待も加え，東北大学は特定裁量者の独裁・恐怖政治の観がある（事実）。東北大学規約によればわざわざ「懲戒処分は，総長が行う」との明文規定があり（資料4：事実），当然本件「東北大学原議書」の総長捺印が押され，総長直接責任で行われなくてはならない。この「懲戒処分は，総長が行う」との権限を他者に委任している可能性も想定されるが，該当する内規も条文も存在しない。懲戒処分のような人権にかかわる重大判断は総長自らの責任で行うのが法理（法習慣を含む）であり，誤判・不公正があれば総長の責任で訂正等介入する最後のチェック機構である。慎重を期して情報開示制度で検討したが，やはり委任規約は特定されず不存在が確</p>	<p>① 懲戒処分にかかわる「東北大学原議書」，「懲戒処分書」及び「処分説明書」の各表題の上部分に「無効；東北大学総長」と記載せよ。</p> <p>② ①が出来ない場合は「東北大学原議書」の総長捺印欄の斜線を除去し，内規に従い総長の捺印を付せ。</p>

	<p>認されている（事実）。近過去において、東北大学の裁量権逸脱・人権侵害体質は司法及び学内・外から大きく批判された経緯がある。我々を決してこれを忘れないし深く反省し、日々東北大学の信頼と発展のために微力を尽くしている。</p> <p>本件「東北大学原議書，懲戒処分・処分説明書」は現状ではすべて無効といわざるを得ない。よって訂正措置として①を申請し、それがどうしても認められないなら②を求める。本件処分も規定どおり総長が最終チェックをし、自らの責任で行って頂きたい；権限移譲に乗じて不正，腐敗や私物化がはびこることを危惧している（私への処分がその典型例である）。また“冤罪”を維持するため特定関係者は種々の制約を無期限で私に課していることを併せて述べさせて頂く（事実；被疑者虐待）</p> <p>■東北大学の真の発展を祈念し，総長を深く信頼し，ここに本文書を提出する。</p>	
--	---	--

（注）本表は原処分に係る保有個人情報訂正請求書を表形式に整理したものである。

なお，「訂正請求の箇所」，「訂正を請求する理由」及び「求める措置」の各項目名は原文のままであるが，内容の記載については異議申立人に係る保有個人情報の保護等の観点から，適宜修正を加えている。